



- I. アルゼンチンにおける税制改革－投資を呼び込むための税制改正
- II. 法人の刑事責任を認めるアルゼンチンの新しい腐敗防止法

2018年  
1月号

## I. アルゼンチンにおける税制改革－投資を呼び込むための税制改正

執筆者: 古梶 順也

### 1. はじめに<sup>1</sup>

アルゼンチンにおいては、2017年10月の議会中間選挙における勝利によって改革路線に対する国民の信任を得たマクリ政権が、財政・年金・税制・労働規制といった分野において新たな改革案を公表し、国会での審議が進められています。こうした中、税制改革について定める改正法案が国会において承認され<sup>2</sup>、2017年12月29日に、法律第27,430号(以下「本改正法」という。)として官報により公布されました。

アルゼンチンにおける税負担の重さは、日本企業を含む外国企業がアルゼンチンに進出する際の大きな障害の一つと考えられていましたが、本改正法に基づく税制改革は、アルゼンチンの税制をより公平・効率的・現代的なものにし、アルゼンチンに対する投資を促進することやアルゼンチンの経済的競争力を向上させることを目的としています。実際、本改正法には、法人所得税率の低減や固定資産投資に関するVATの早期還付手続の創設などアルゼンチンに対する投資を促進することを企図した改正や、雇用者負担の社会保障負担金に関する免除額の創設や重畳的課税の低減といったアルゼンチンにおける事業コストを低減することを目的とする改正が含まれており、アルゼンチンに進出する又は進出を考えている日本企業にとってポジティブな内容を含んでいます。

本改正法は、その内容が多岐にわたるためその全てを紹介することはできませんが、本稿においては、アルゼンチンに進出する又は進出を考える日本企業にとって重要だと考えられる改正点を中心に紹介します。

<sup>1</sup> 本稿の作成にあたって、アルゼンチンの法律事務所である Marval, O'Farrell & Mairal の諸弁護士からの助言と協力を受けたことをここに感謝申し上げます。但し、本稿の内容に関する責任は筆者のみに帰せられます。

<sup>2</sup> 財政改革に関する財政責任法(法律第27,428号)や年金改革に関する年金改革法(法律第27,426号)についても2017年12月に国会において承認されています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## 2. 重要な改正点

### (1) 法人所得税率の低減及び配当税の新設

アルゼンチンにおいては、従前、法人所得税率が 35%と中南米諸国の中でも最も高く、アルゼンチンに進出する多くの外国企業を悩ませていました。本改正法による最も重要な改正点の一つとして、本改正法は、当該法人所得税率を段階的に 35%から 25%に減少させます。具体的には、従前の 35%の税率を、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に開始される事業年度については 30%に減少させ、2020 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度については更に 25%に減少させます。

他方で、本改正法は、新たに配当に係る源泉徴収税を新設します<sup>3</sup>。その内容として、2018 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に開始される事業年度において発生した利益に係る配当に対しては 7%、2020 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度において発生した利益に係る配当に対しては 13%の源泉徴収税を課します。なお、当該源泉徴収税は、内国法人に対する配当には適用されません。

当該改正により、12 月 31 日を事業年度の末日とする法人に適用される法人所得税率及び配当税率は、以下のとおりとなります。

事業年度	法人所得税率	配当税率
2017 年 12 月期	35%	0%
2018 年 12 月期及び 2019 年 12 月期	30%	7%
2020 年 12 月期以降	25%	13%

その結果、配当に回される利益に関する実質的な税負担率は引き続き 35%に近い税率が維持される一方で<sup>4</sup>、配当の対象とならず再投資に回される利益については、最終的な税負担率が 35%から 25%に軽減されることとなります。これにより、アルゼンチン国内における再投資が促進されることが期待されています。

### (2) 雇用者負担の社会保障負担金についての変更

アルゼンチンにおいて、雇用者は、毎月、各従業員の給与額に税率(当該税率は事業内容及び売上高に応じて 21%又は 17%と異なる)を乗じることによって得られる金額の社会保障負担金を負担しなければなりません。当該雇用者負担の社会保障負担金の負担は重く、アルゼンチンにおいて社会保障システムに登録されていない就業者(インフォーマルセクター)を増加させる原因となっていました。

本改正法は、雇用者が負担する社会保障負担金の額を算定する際に、その算定の基礎となる給与額から差し引かれる免除額を新設します。具体的には、以下のとおり、2018 年から 2022 年まで当該免除額を段階的に引き上げ、雇用者が負担する社会保障負担金の額を縮小させます。

他方で、従前、事業内容及び売上高に応じて 21%又は 17%と異なっていた社会保障負担金に係る税率についても、以下のとおり、段階的に 19.5%に統一します。

<sup>3</sup> 従来、配当に関して課せられていた平衡税(*Impuesto de Igualación*。通常の法人所得税の課税対象とならなかった部分の利益に係る配当について 35%の税率で課される源泉徴収税)は、本改正法により廃止されます。

<sup>4</sup> 例えば、2020 年 12 月期に係る利益のうち、100 の利益を配当に回すと仮定する場合、当該 100 の利益のうち、まず  $100 \times 25\% = 25$  が通常の法人所得税として徴収され、更に残りの 75 のうち  $75 \times 13\% = 9.75$  が配当税として徴収されます。それゆえ、100 の配当に回される利益のうち、 $25 + 9.75 = 34.75\%$  が実質的に課税の対象となります。

年度	免除額(ARS)	税率
2017年	0	17.0% or 21.0%
2018年	2,400	17.5% or 20.7%
2019年	4,800	18.0% or 20.4%
2020年	7,200	18.5% or 20.1%
2021年	9,600	19.0% or 19.8%
2022年以降	12,000	19.5%

※当該免除額は、消費者物価指数(*Indice de Precios al Consumidor*)に従いインフレ調整がかけられます。

これにより、(特に低賃金労働者に対する)雇用コストの低減と正規雇用者の増加が期待されています。

### (3) 固定資産投資に関する VAT の早期還付制度の創設

アルゼンチンにおいては、国内に提供・輸入等された物品・サービスに関して *Impuesto al Valor Agregado* と呼ばれる付加価値税(VAT)が課せられますが<sup>5</sup>、事業者が、提供する物品・サービスの仕入れ・調達に際して支払った VAT(いわゆる「Input VAT」と呼ばれる。)については、当該事業者が、物品・サービスを販売する際に販売先から徴収し税務当局に納める VAT(いわゆる「Output VAT」と呼ばれる。)に対する税額控除として利用できます。

しかしながら、特に設備投資等を実施した際に生じる Input VAT については、物品・サービスの販売を開始して実際に Output VAT が発生し、当該 Output VAT の税額控除として利用できるまでに時間がかかり、これは事業者に対して大きなファイナンスコストを生じさせる原因となっていました。

本改正法は、固定資産(自動車を除く)に対する投資から生じた Input VAT について、6ヶ月以内に Output VAT に対する税額控除として利用できなかった場合における早期の還付制度(返還制度)を創設します。当該制度の詳細は、別途制定される規則において定められる予定ですが、当該制度により税額控除に利用できない Input VAT の還付が早期に認められることにより、事業者のファイナンスコストが軽減され、設備投資等を行うインセンティブとなることが期待されています。

### (4) 重量的課税の低減

アルゼンチンにおいては、①州税としての総売上税(*Impuesto sobre los Ingresos Brutos*)及び印紙税(*Impuesto a los Sellos*)<sup>6</sup>や②国内の金融機関に開設した銀行口座(当座口座)を通じた入金取引及び出金取引のそれぞれに 0.6%の税率で課せられる金融取引税といった重量的課税<sup>7</sup>が物品・サービスの価格を押し上げる一因となっています。

今回の税制改革の一環として、2017年11月16日に、中央政府は、サンルイス州を除く22州及びブエノスアイレス特別自治市との間で財政協定を締結し、当該財政協定において、各州政府はそれぞれの州の総売上税及び印紙税を低減することを合意しました。これにより、2022年までに各州の総売上税及び印紙税が低減されることが予定されています<sup>8</sup>。

他方、金融取引税に関しては、これまでも金融取引税として支払った額の一部について、法人所得税の前払いとして納税者が

<sup>5</sup> VAT の通常の税率は、21%となっています。

<sup>6</sup> 総売上税は、州内で実施された事業活動から生じた総収入に対して課せられます。税率は州によって異なりますが、一般的な税率は3%から5%で、更に事業内容によって増減します。印紙税は州内で締結された又は州内に法的効果を及ぼす法的文書に課せられます。税率は州によって異なりますが一般的には1%とされています。

<sup>7</sup> 重量的課税は、生産過程・流通過程の各段階で課税されるが、(VAT とは異なり)納付に際して前段階で納付された税額を控除できないために税額が重量的に累積していく課税のことをいいます。

<sup>8</sup> 当該財政協定が有効になるためには、国会及び各州議会において当該財政協定が承認される必要がありますが、現時点では、既に国会及び半数以上の州議会において当該財政協定は承認されています。

納付する法人所得税額から控除することが認められていましたが、本改正法と同じ日に公布された法律第 27,432 号<sup>9</sup>により、かかる法人所得税の前払いとして法人所得税から控除することが認められる割合を 2022 年までに段階的に増加することができる権限が行政府に与えられることとなりました。そのため、将来的に行政府が当該権限を行使することで、法人所得税から控除できる金融取引税支払額が増加し、これにより金融取引税に係る負担が実質的に軽減されることが期待されています。

#### (5) 過少資本税制ルールの変更

アルゼンチンにおいては、従前、外国の関連会社からの借入れに係る支払利子について、借入れと出資の比率が 2:1 を超える場合には当該超過部分の借入れに対応する支払利子の損金算入が認められないこととされていました。

本改正法は、かかる従前のルールを廃止し、内国法人の借入れに係る支払利子の損金算入が認められる範囲について新たな上限を設定しました。具体的には、一定の例外を充たす場合を除き、EBITDA の 30%又は政府が定める特定の金額のいずれか高い額を上限として、当該上限額を超える部分の支払利子の損金算入が認められないこととされました<sup>10</sup>。

かかる支払利子の損金算入上限額の変更に応じて、アルゼンチン子会社における資金調達の方法について再度見直しを行う必要性が生じうるため、留意が必要となります。

#### (6) 資産の再評価制度

本改正法は、税務上の観点から資産の課税上の価額を再評価することを認める特別な制度を新たに創設しました。かかる制度の下では、アルゼンチンに所在する不動産や株式等の一定の資産に関して、当該資産の取得又は建設時に決定された課税上の価額を法律に定められた要素を考慮した金額に再評価することを求める権利が納税者に与えられます。

アルゼンチンにおいては、慢性的なインフレに伴い実態を伴わず(実質的な価値の増加を伴わず)資産の価格が上昇し、これによる実態を伴わないキャピタルゲイン課税等の税負担の増加が問題となっていました。本制度は、資産の課税上の価額を再評価することによって、このような実態を伴わないキャピタルゲイン等に対する課税を軽減することを目的としています。しかしながら、当該再評価を実施した場合、再評価に基づく調整額に関して一回限りの特別税(税率は資産によって異なる)を納付しなければならないこととされているため、当該再評価を求めるかどうかは、再評価を実施することによって軽減されるであろう税額と再評価を実施することによって納付しなければならない特別税額を吟味して決めなければなりません。

本制度の詳細は、別途制定される規則において定められる予定であるため、こちらについても注視が必要となります。

#### (7) その他の改正点

上記で説明したもののほか、本改正法には、日本企業に影響を与えうるものとして以下のような改正点も含まれており、これらに関しても留意が必要となります。

- i. 仲介業者が関わる輸出入取引に係る移転価格税制ルールの変更
- ii. 資産に関するインフレ補正ルールの再設定
- iii. 海外からのインターネット等を通じた特定のデジタルサービスの提供(ビデオ、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツのアクセス又はダウンロードの提供)に対する 21%の VAT 課税の創設
- iv. 携帯電話、タバコ、アルコール飲料、エナジードリンク、ビール、車、船舶、航空機、電化製品等に対する物品税(奢侈税)の変更
- v. 二酸化炭素排出量に応じた燃料に対する課税の創設

<sup>9</sup> 金融取引税は時限的な税制であり、本来ならば 2017 年末で失効する予定でしたが、当該法律によって 2022 年まで存続されることとなりました。

<sup>10</sup> なお、実際に損金算入する支払利子の額が当該損金算入可能上限額に満たない場合には、当該使用されなかった部分の損金算入可能額については 3 年間の繰り越しが認められています。他方で、当該上限額を超過したことにより損金算入が認められなかった部分の支払利子については、その後 5 年間に限り各年の損金算入可能上限額の範囲で損金算入を行うことが認められています。



- vi. 移転価格に関する事前確認制度の導入
- vii. 技術革新のための一定の支出に関する優遇税制の創設
- viii. 脱税等の税務犯罪に関する罰金の増額

## II. 法人の刑事責任を認めるアルゼンチンの新しい腐敗防止法

執筆者: 古梶 順也

### 1. はじめに

2017年12月1日、アルゼンチンにおいて新しい腐敗防止法(法律第27,401号。以下「本法」という。)が官報により公布されました。

アルゼンチンにおいては、これまで贈賄や一定の公務員が関与する犯罪について刑事責任を負うのは行為者(自然人)のみとされてきましたが、本法は、これらの犯罪に関与した法人の刑事責任を新たに認めるものとなっています。本法は、マクリ政権が進める腐敗防止政策の一環として制定されたもので、アルゼンチンが署名している「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(OECD 外国公務員贈賄防止条約)」に定められた誓約事項の一つを達成するものとなっています。

本法は、日本企業のアルゼンチンにおけるコンプライアンス体制を見直す必要性を生じさせる内容を含むもので、アルゼンチンに進出する又は進出を考える日本企業にとって重要であると考えられることから、本稿においてその概要を紹介します。

なお、本法は、官報により公布された日から起算して90日後に発効するとされているため、2018年3月2日に発効すると考えられます。

### 2. 本法の概要<sup>11</sup>

本法は、アメリカの Foreign Corrupt Practices Act(いわゆる FCPA)や英国の Bribery Act といった他国の重要な腐敗防止法をモデルとしており、概要は以下のとおりです。

#### (1) 企業の刑事責任

本法の下では、企業は、贈賄や一定の公務員が関与する犯罪行為<sup>12</sup>の発生に直接若しくは間接的に関与した場合、又は、当該犯罪行為が当該企業の名義で若しくは当該企業の利益のために行われた場合、当該犯罪行為について責任を負います。当該犯罪行為を行った個人が当該企業の役職員である場合のみならず、第三者が当該企業の利益のために当該犯罪行為を行った場合も、企業は責任を負うこととされています。但し、個人が自らの利益のためだけに犯罪行為を行い、企業が当該犯罪行為に関して一切の利益を享受しなかった場合には当該企業は責任を負いません。

本法に基づく企業の責任は、実際に犯罪行為を行った個人の責任とは完全に独立したものとされています。したがって、実際に犯罪行為を行った個人が有罪とされない場合や、そもそも当該個人を特定できない場合であっても、企業は依然として本法に基づき責任を負うことがあります。

また、本法に基づき責任を負う企業が合併や会社分割等の組織再編行為を行った場合、承継企業が当該責任も承継することとされています。

<sup>11</sup> 本稿の作成にあたって、アルゼンチンの法律事務所である Marval, O'Farrell & Mairal の Juan Manuel Naveira 弁護士より多大な助言と協力を受けたことをここに感謝申し上げます。但し、本稿の内容に関する責任は筆者のみに帰せられます。

<sup>12</sup> 具体的には、(i)国内における又は国際的な贈賄、(ii)公務員による他の公務員に対する利益誘導、(iii)公務員によるその公的立場と矛盾する交渉、(iv)公務員による不正な金銭の取立て、(v)公務員による不正な蓄財、並びに(vi)(i)及び(ii)を隠匿するための財務書類・報告の改竄、といった行為が本法の対象となる犯罪行為に該当します。

## (2) 制裁

本法に基づき責任を負う企業に対して科されうる制裁は以下のとおりです。

- (i) 犯罪行為により獲得された又は獲得されるはずだった不正な利益の額の2倍から5倍に相当する額の罰金
- (ii) 10年を超えない範囲における事業活動の全部又は一部の停止
- (iii) 10年を超えない範囲における公共事業・公共サービス等に係る入札手続や契約への参加の禁止
- (iv) 解散及び清算(当該犯罪行為を遂行することが当該企業の主たる活動である等の一定の場合に限ります。)
- (v) 政府から提供される補助金等のベネフィットの喪失・停止
- (vi) 有罪判決文の公表

なお、当該企業に科される制裁の内容は、(a)内部規則・手続違反の有無、(b)犯罪行為関与者の数・職位、(c)犯罪行為関与者の行為に対する警戒に関する怠慢の有無、(d)引き起こされた損害の程度、(e)犯罪行為に係る金額の多寡、(f)企業の規模、性質及び経済力、(g)内部調査の結果に基づく当局に対する即時の自主的申告の有無、(h)犯罪行為発生後の対応、(i)損害の軽減及び回復のための措置の有無、及び(j)常習性といったような事情を考慮の上、裁判官により決定されます。

以上の制裁に加えて、犯罪行為によって生じた又は犯罪行為によって得た物・資産は没収の対象となります。

## (3) 制裁の免除

本法は、本法に基づき責任を負う企業が一定の条件の下で上記(2)の制裁を免れることを認めています。

具体的には、(i)犯罪行為を自ら発見し、即座に自己申告すること、(ii)犯罪行為が発生する前に適切なコンプライアンス・プログラムが策定されており、かつ、当該犯罪行為の遂行に際して当該コンプライアンス・プログラムを突破するために労力を要したこと、(iii)犯罪行為により獲得された不正な利益を返還すること、という要件が充たされた場合、当該企業は本法に基づく制裁から免れます<sup>13</sup>。

これらの要件の一部のみが充足されている場合は、企業は当該免除の対象となりませんが、充足された要件が上記(2)の制裁内容を決定する際に考慮されることとなります。

## (4) コンプライアンス・プログラム

本法は、企業に対して、本法に定める犯罪行為の遂行を防ぐための手続等を定めたコンプライアンス・プログラム(本法においては *Programa de Integridad* と呼ばれている)を策定する直接的な義務を課すものではありません。しかしながら、上記(3)のとおり、企業が適切なコンプライアンス・プログラムを策定していることは、企業が本法に基づく制裁を免れるための一要件となっています。これに加えて、本法は、企業が、政府との間で、Public-Private Partnership 契約やコンセッション契約等の一定の契約を締結するための条件として、適切なコンプライアンス・プログラムを策定していることを求めています。そのため、本法が求める内容を充たす適切なコンプライアンス・プログラムを策定することは非常に重要となります。

本法においてコンプライアンス・プログラムは、まず、当該企業が行う事業活動に特有なリスク、企業の規模及び経済力に適したものであることが求められており、その上で、以下の要素を含むことが求められています。

- (i) 全ての役職員に適用され、本法に定める犯罪行為の遂行を防ぐために必要な義務を定める倫理規範、行為規範その他の政策
- (ii) 入札、公的機関との契約の締結その他の公的機関とのやり取りにおける犯罪行為を防ぐための特別なルール
- (iii) 役職員にプログラムを周知・徹底するために必要な定期訓練

さらに、当該プログラムには、(a)定期的なリスク分析及びその結果に基づくプログラムの変更、(b)トップ・マネジメントによる明確なプログラムの支持、(c)適切な内部通報制度の整備、(d)内部告発者に対する報復等からの保護、(e)調査対象者の権利を尊重

<sup>13</sup> 本法の法文上は、当該要件が充たされれば「制裁及び行政責任(*responsabilidad administrativa*)」から免除されると規定されているものの、「行政責任の免除」について何を意味するのか定かではありません。そのため、本稿においては、単に「制裁の免除」についてのみ記載することとしています。

し倫理規範違反者に制裁を科す内部調査メカニズム、(f)サプライヤー、エージェント等の第三者や事業パートナーと契約する際に実施するバックグラウンドチェック、(g)M&A を実施する際の、関連当事者の潜在的な違法行為又は脆弱性を評価するためのデュー・ディリジェンス、(h)プログラムの実効性に対する継続的モニタリング及び評価、(i)プログラムの策定・調整・監督について責任を負う社内コンプライアンス役員、(j)当該企業の事業活動に対して強制力を有する公的機関等が発令する、プログラムに適用される規制の遵守、といった要素をも含めることができるとされています。

## (5) 検察との協力合意

本法に基づき責任を負う企業は、公判前に限り、検察との間で交渉の上、*Acuerdo de Colaboración Eficaz*と呼ばれる協力合意を締結することができます。

当該協力合意を締結した場合、企業は、発生した犯罪行為に関連する事実を明らかにし、当該犯罪行為に関与した者を特定し、また当該犯罪行為によって獲得された不正な利益を回復するために必要な明確で有益かつ正確な情報を提供する義務を負います。

当該協力合意においては、検察に提供すべき情報が特定されるほか、企業が、(i)上記(2)(i)に定める罰金の最低額の半分に相当する額を支払うこと、(ii)犯罪行為によって得た物・利益を返還すること、及び(iii)有罪判決を受けていれば没収されたであろう財産を国に引き渡すことが条件として定められます。また、これに加えて、企業が、(a)発生した損害を回復するために必要な措置を取ること、(b)地域社会に対して奉仕活動を提供すること、(c)犯罪行為に関与した個人に対して懲戒処分を行うこと、及び(d)コンプライアンス・プログラムを策定・改善することが条件として定められる場合もあります。

当該協力合意は、検察及び企業により締結された後、裁判官による承認を受ける必要があります。裁判官がこれを承認する場合<sup>14</sup>、企業は、当該協力合意の条件として規定されていない制裁から免れることとなります。他方で、裁判官が当該協力合意を破棄した場合には、通常の訴追手続が進行することとなっています。

以上



こ か じ じ ゅ ん や  
古 梶 順 也

西村あさひ法律事務所 弁護士

[j\\_kokaji@jurists.co.jp](mailto:j_kokaji@jurists.co.jp)

西村あさひ法律事務所弁護士。2008 年弁護士登録。2014-2015 年伊藤忠商事株式会社出向。2016-2017 年 Mattos Filho 法律事務所(サンパウロ)出向。2017 年より Marval, O'Farrell & Mairal 法律事務所(ブエノスアイレス)に出向し、国内外の M&A、一般企業法務のほか、ブラジルおよびアルゼンチンを中心とした中南米諸国の法務案件に取り組む。

<sup>14</sup> 当該承認を受けるまで、当該協力合意に係る交渉又は交渉に関してやりとりされた情報は厳に秘密として取り扱わなければならないとされています。

当事務所では、中南米の法律事務所駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。